

第161号議案

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録資格者の規定を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の右に「。以下「法」という。」を加え、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第2項中「記録されている」を「記載（磁気媒体をもって調製する住民票にあっては、記録）がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

## 豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 印鑑の登録資格者の規定について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めること。（第2条関係）
- (2) 非漢字圏の外国人住民に係る登録できる印鑑の規定に関する所要の規定の整備をすること。（第4条関係）

### 2 附則

この条例は、令和元年12月14日から施行すること。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に登録されている  <u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、市の住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に記載(磁気媒体をもって調製する住民票にあっては、記録)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>